

## 常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和4年6月20日(月) 午前10時

○場 所 伊東市役所第1委員会室

○出席委員 6名

1 番 鈴木 絢子 君	2 番 長 沢 正 君
3 番 杉 本 憲也 君	4 番 中 島 弘道 君
5 番 佐 藤 龍彦 君	6 番 田久保 眞紀 君

○出席議員 6名

議 長 宮 崎 雅 薫 君	副議長 大 川 勝 弘 君
議 員 重 岡 秀 子 君	議 員 青 木 敬 博 君
〃 篠 原 峰 子 君	〃 杉 本 一 彦 君

○説明のため出席した者 11名

健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部社会福祉課長	稲 葉 祐 人 君
同 高 齢 者 福 祉 課 長	齋 藤 修 君
同 子 育 て 支 援 課 長	石 井 弘 樹 君
同 健 康 推 進 課 長	大 川 貴 生 君
教 育 長	高 橋 雄 幸 君
教育委員会事務局教育部長	岸 弘 美 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	相 澤 和 夫 君
同 教 育 指 導 課 長	関 野 耕 一 君
同 幼 児 教 育 課 長	山 下 匡 弘 君
同 生 涯 学 習 課 長	杉 山 宏 生 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 士 一 成	係 長 鈴 木 綾 子
主 事 福 王 雅 士	

○会議に付した事件

- 1 市議第 7 号 伊東市立学校設置条例及び伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例
- 2 市議第10号 令和4年度伊東市一般会計補正予算(第3号)歳出所管部分

○会議の経過概要

○委員長（中島弘道君）ただいまから常任福祉文教委員会を開会する。

---

○委員長（中島弘道君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

---

○委員長（中島弘道君）日程第1、市議第7号 伊東市立学校設置条例及び伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）学校設置条例についてであるが、今回、3校統合ということであるが、統合に当たり跡地に記念碑等の建立が計画されているか。また、市の計画として、西小、旭小が現在保管している書類や物品はどのような取扱いになるのか。東小に全部運ぶのか、場合によっては必要とする市民に提供することもあり得るのか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）跡地への記念碑等の建立は現時点では考えていないが、3校の統合先となる現東小学校の敷地内に3校の記念碑を建立する形を考えている。どういうものにするかは今後3校の意向を踏まえて検討する。

西小や旭小で保管している書類や物品等のうち、必要となるものは全て現東小学校に搬入する。教室の配置等を含めて学校運営に支障がないよう今後調整していく。今まさに調整を行っている段階である。伊東小学校で不要なものについては、西小、旭小のものも含まれるが、まず他の学校、施設等に移管して活用したい。また、先に他校に見てもらい、使用しないものが出てきたら地域等にもお知らせする等、活用できるものについては活用していただく。

○3番（杉本憲也君）現東小内に3校の記念碑を建てるとのことであるが、50年、100年先を見据えた中で、ここに西小学校、旭小学校があったということは記録として消えないようにしてほしい。後の歴史的な観点からもお願いしたい。また、物品については、ほかの学校、施設、市の関係からスタートして地域に広がりをとることであるが、一般に広げる場合には極力公平に、多くの方に周知ができる形をお願いしたい。

共同調理場条例についてであるが、4月以降、給食センターで3校分が一緒に調理されることになるが、伊東小学校への配送はトラック1台で行けるのか。複数台に分けて運ぶ形になるのか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）4月以降の給食センターから小学

校への配送はトラック1台かという質疑だと思う。現時点での新しい学校のクラス数は、特別支援学級を含んで25程度を見込んでいる。大体基本的にはクラスごとに食缶に入れて運ぶ形になる。職員数も増える。そうすると、食缶的には合わせて27程度が必要になると考えている。先ほど支援学級の話をしたが、現状5から6クラス特別支援学級が設置されると考えている。特別支援学級の食缶は、生徒数が少ない中で通常よりコンパクトになっている。以上を踏まえると、現時点でトラック1台の配送は可能ではないかを見込んでいる。しかし、シミュレーションを実施していないので、実際どうなるか分からない部分もあるので、もし載せられなければ他校へ行く便に載せる等で、安全に安心して配送することになる。作った給食の話をさせていただいたが、食器は先に伊東小学校へ運び、その後、次の車両で給食を運ぶ計画になっている。

○3番（杉本憲也君）とりあえずは1台で行けそうだということであるが、試しながら不具合等が生じた場合は柔軟な対応ができるように、現場にしわ寄せが行かないように、予算措置も含めて迅速な対応をお願いしたい。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第7号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（中島弘道君）日程第2、市議第10号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第3号）歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。まず、第3款民生費について質疑を行う。事項別明細書は9ページ及び10ページである。発言を許す。

○6番（田久保眞紀君）10ページの市立保育園管理運営事業は賄材料費ということで、恐らく給食の材料を支援するという意味で、質を落とさないために支援が入るのだと思う。

確認であるが、今回の目的はコロナ禍の物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減ということで、まず、伊東市において子育て世帯とは何歳から何歳までの子供を育てている世

帯を子育て世帯として見ているのか。また、給食がない場合は賄材料費を入れても物価高騰に対する支援にはならないが、その方に対して追加で何か措置をとということで、考えがあれば伺いたい。

- 幼児教育課長**（山下匡弘君）子育て世帯については、幼児教育課としては、給食費の観点からすると、ゼロ歳から5歳というところで考えている。今回は保育園等を対象としているが、幼稚園に対する給食等の支出については今後何らかの支援を検討したい。
- 6番**（田久保眞紀君）給食費の面から見るとゼロ歳から5歳児との答弁であったが、大きく子育て世帯という定義だと、高校生は入ってくるのか入ってこないのかを含めて、何歳から何歳までを子育て世代として本市は見ているのか。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）子育て支援課においては、母子保健業務については就学前までを担っている。今度、成人が18歳になるところであるが、一般的に、児童福祉法的には18歳未満の者もというようなどころで対応していくこととなっている。今回の補正との考え方は異なるかもしれないが、そのように考えている。
- 6番**（田久保眞紀君）議場のときの聞き方が悪くて申し訳なかったが、今回の議案とは違うのではないかと言われそうだが、もともとの目的がコロナ禍の物価高騰に直面する子育て世帯への経済的負担を軽減する支援が目的になっているので、本来であれば子育て世帯はどこからどこまでを見て、全てのを施策の中に入れるのが難しいのは重々承知であるが、どこの部分が今回の支援から外れてしまって、そこに対しては追加でこれからどのようなことが行われるのかを知りたいと思っているが、その辺の考えが何かあれば教えてほしい。
- 教育委員会事務局教育部長**（岸 弘美君）今回の補正全般についての質疑なので私から答えさせていただきます。今回急に6月補正で子育てに関わる物価上昇分について、またコロナ禍の原油価格で補正を上げた理由については、国で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分ということで交付額が全国に振り分けられた。市役所全体の中でいろいろなことを検討しているが、実は交付金対象のメニューが国から具体例として示されており、物品購入はいけない、ソフト面での事業にしか10分の10の交付金は充てられない中で、市の全体の考えで速やかに行えることを速やかにやろうという中で、一昨年度も給食の一時免除をやっているスキームがあったので、国からも給食費の軽減とか物価高の上昇分について、この交付金を充てることは認められている事業なので、速やかに対応する意味でこちらの事業を上げている。

副市長からも報道関係に答弁があったが、今後もまだ物価も上がっていく中、田久保委員の御指摘のとおり、給食の恩恵にあずかっていない子育て世代も物価高のあおりをかぶっている中で、どういった対応ができるのかを総合的に考えながら、まだ交付金の枠も残っているので、

もしかすると、教育とか福祉以外の市内経済のところでも案が出てくるかもしれないので、引き続き市役所全体の中で交付金の活用を考えていきたい。

- **6番**（田久保眞紀君）今回、地方創生臨時交付金の活用で、国から対象範囲が示されていて、そこから材料費と一部免除を選んだということで了解している。ただ、子育て支援としての給食費無償化を目指すのは、これはこれでしっかり議論をしていかなければいけないと思うが、あくまでも今回の目的が、物価高騰に直面している子育て世帯を助けようという名目なので、同じ年代の子供を持っているにもかかわらず、幼稚園に通っている、保育園に通っていることで支援を受けられる、受けられないの差が出てしまうと、これが子育て施策であれば別にいいが、物価高に直面しているのは平等であって、もしかすると、その中に生活困窮者も含まれていると思う。免除している分には影響はないという話もあるが、例えば給食費を入れるのはもっと微妙であるが、ある意味そこに支援が入ることは、その分の現金が家計の中で浮くと考えると、難しいとは思いますが、何かの形で今回対象にならない方にも支援を届けることをセットに議論していただきたいがどうか。
- **教育委員会事務局教育部長**（岸 弘美君）補正を検討する際に、給食を食べていない子供たちについての支援を考えた。給食相当分として免除する歳入減の部分を例えば現金給付できないかという検討もしたが、公的整備含めて現金を渡す形になると、事務的に何週間の間で準備も制度設計することは難しいということで、今回その部分については見送った。今後こういった形で支援ができるのか、教育費の中だけで話すとは狭い話になるかと思っているので、いろいろな手だてができるのではないかと考えているので、本日提案いただいたことについては教育委員会の中でも話させていただければと思う。
- **3番**（杉本憲也君）事項別明細書10ページであるが、今回給食費相当分を八幡野保育園、また私立保育園に関しては委託料という名目で計上されているかと思うが、リスク管理の観点から伺う。この場合、委託料という名前で給付した場合、ほかの支出と混同するおそれがあるが、今回の支出分が確実に給食費に使用されたことを事後的にチェックする適正使用の検証は、具体的にどのように行う仕組みになっているのか伺いたい。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）通常の給食費については、市から園に給付費として、給食に関する費用を既に支払っている。この仕組みに基づいて、支出額の算定としては給食費相当分、副食費4,500円と主食費500円掛ける園児数を園に支出する。園には、保護者から給食費を徴収しないよう連絡している。子供の人数に単価を掛ける方法で行うので、ほぼ給食費という形で園で使っていくものと考えている。
- **3番**（杉本憲也君）金額掛ける人数で出しているが、実際にその金額が丸々給食費の食材として使われているかどうかは、支出する側として事後チェックする仕組みはないのか。

- 幼児教育課長**（山下匡弘君）そういうシステムはないが、通常、公定価格の中に常に副食費を免除されている子供がいる。その分を市から4,500円支払っている。園はその4,500円が通常の給食費の副食費ということで、4,500円に近い形で毎月の給食を調理していると思われるので、市から支払う給食費に関して乖離は生じないと考えている。
- 3番**（杉本憲也君）通常は性善説に基づいてやるが、今回の無償化については国のお金が原資である。一般財源でやる分であれば、本当はチェックしないといけないが、まだいい。国庫金で、教育部長から答弁があったようにソフト面しか使えないとなっていて、ないとは思いますが、給食費の部分を節約して、その分を施設の修繕に使ったということもあり得なくない。それが後に発覚したら、国から全額返してくださいということもあり得るので、ここの部分については、今回は特にシビアに、確実に給食費として使われているかどうかをしっかりと市としてもチェックする仕組みが必要だと思うがどうか。
- 幼児教育課長**（山下匡弘君）実際に給食費として幾ら使われたのかについて、どのように把握できるのかとともに、市から園に対して、改めて保護者から給食費を頂かないように通知はしているが、それに加えて、この交付金については給食費として使ってほしいということを改めて連絡するようにしたい。
- 3番**（杉本憲也君）今、国のほかの補助金についても不正受給の関係でシビアになっていて、1円単位で取引先についても全て記載された領収書、請求書、請書、注文書を全部出さないと補助されない仕組みになっている。市としても、今回のことについては特に慎重に、そういった書類を求めるぐらいまでする必要があるかと思うので、やっていただきたいと思う。
- 5番**（佐藤龍彦君）給食費の件は何となく分かったが、認定こども園関係経費で今回扶助費が67万6,000円。去年から伊東市で初めての認定こども園で、今回の補正はどういったものが求められて、この給付費が支払われるのか。
- 幼児教育課長**（山下匡弘君）この認定こども園施設型給付費の67万6,000円に関しては、まず、川奈愛育クラブ給食費の負担軽減4か月分に対して47万円、川奈愛育クラブ給食費材料費の価格高騰分12か月分に対して20万6,000円の合計67万6,000円という内訳になっている。
- 5番**（佐藤龍彦君）ほかの園と同じように給食費の2学期分の無償化に向けての補助と理解した。今後、2学期だけで済む問題なのか。次の学校給食のほうでも出てくると思うが、食材の価格高騰はなかなか歯止めが利かない状況で、食材だけではなくて調理に必要な油などもずっと高騰している。このまま2学期だけで済む話ではないと思うが、その辺の見通しは何か立っているのか。
- 幼児教育課長**（山下匡弘君）委員の言われるように、まだ円安についても高止まっているよう

な状況である。今後、食糧費、調理に関する電気、ガス代なども高騰していくかと思われる。一方で、諸外国においては金利を上げているような状況もあるので、それに伴うこともあるのかもしれないが、またこういう機会が、第2弾があるようであれば、その延長なども検討する余地があるのではないかと考えている。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は9ページからである。発言を許す。

○1番（鈴木絢子君）教育指導費の中の教育支援事業について伺う。放課後児童クラブ建設工事請負費は、資材高騰と工法変更のために補正予算が上がってきたと思う。工法の変更に当たり、令和5年4月の開設に間に合うのか。

○幼児教育課長（山下匡弘君）予算作成当初はプレハブ建築を見込んでいた。予算をつくってから調査をしたところ、プレハブ建築は入札で不調になる可能性が高いとの情報を視察先の沼津市からいただいた。これに伴い工期の見込みが立つ、あるいは入札でも応札可能性の高い既存の建設工法、鉄骨建築という形に変更した。8月初旬に入札が行われ、無事に落札になり、その間、3月15日ぐらいまでを工期として建設する予定なので、今のところ入札不調によるリスクは取り除いている。実際に建設が始まり、通常の前定であれば4月1日の開設には間に合うとの見込みを立てている。

○5番（佐藤龍彦君）鉄骨建築にしていくとのことだが、一般質問でも建物ランクなどがあり、今後も話題になってくると思う。今回の建築方法に関して、耐震性や老朽化対策なども含めて、どれぐらいの耐用年数を考えているのか。

○幼児教育課長（山下匡弘君）耐震ランクについては、宇佐美保育園については旧建築基準法に基づく耐震ランクになるので、今回は新しい建築基準法に基づいた建物になるので、耐震性については担保されている。建物の耐用年数については、通常であれば40年から50年程度はもつと言われている。

○5番（佐藤龍彦君）分かった。資材費高騰と工法の変更での補正であるが、この建物を建てた場合において、予定人数なども含めて、建設の延べの広さはどのぐらいになるのか、変更はないのか。変更があった場合も今回の補正に含まれているのか。

○幼児教育課長（山下匡弘君）建物の延べ床面積は300平方メートル程度であり、当初よりも少し小さくなっているが、基準の1人当たりの面積は確保している。一応そこも今度の補正の中では見込んでいる。

○5番（佐藤龍彦君）引き続き、給食の面であるが、今回、議場では影響額として9,900万円ほどとのことで、補正では4,042万5,000円となっている。保育園のほうも含めての9,000万円なのか。あと、子供たちの給食だけなのか、それとも教職員、保育士はどのように考えているのか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）今回の補正については、まず学校給食センター関係については、材料費が当初予算月額幾らという形で、全てその分と賄材料費として支出する分が含まれているので、今回の2か月相当分は減額になる。でも、それは保護者から頂かないことになるので、その分は市が払わなければいけない。また、学校給食センター以外の調理場については、私会計の中で学校と保護者が、学校に給食費としてそれを直接納入業者に支払う形になるので、今回やはり2か月相当分について市が責任を持って支出する形になる。そこら辺を合わせて約9,000万円という数字になる。

また、今回の免除については、あくまでも児童・生徒という形になるので、学校の教職員については通常のような形で負担をしてもらうことになる。

○5番（佐藤龍彦君）分かった。あくまでも家庭の支出を軽減していくとのことである。そうすると、教職員は働いて自分の分だけならということかもしれない。今回の物価高騰によって激変緩和ということだと思うが、先ほども言ったように食料、原材料の高騰はなかなか落ち着かない状況で、2学期以降も小麦の高騰などはまだまだこれからも続くというニュースも入ってきている。3学期、今年度中の給食費の無償化は、今回は国の交付金のメニューでやっているとの話であるが、まだまだ分からない情勢の中、伊東市として今後の見通しを何か持っているのか、計画としてあるのか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）今回、補正予算で計上したのは2学期分となるが、今、委員言われたように、この後果たしてどうなるのか私どもも分からないのが現状である。このままある程度物価高騰が収まってくれば、この支援については免除の期間が終わるかと捉えている。また、今後続くようであれば、やはり子育て世帯等の支援をしていく必要があると考えているので、推移を見守るような現状の形になるのではないかと考えている。

○3番（杉本憲也君）事項別明細書10ページ、放課後児童クラブ建設工事請負費に関してから伺う。今回、3月議会でも指摘があったかと思うが、放課後児童クラブ、歳出は教育費になっているが、歳入を見ると民生費である。こちらのそごについては今回そのままになっているが、何か意図があってこちらの形にしているのか、今年度はこういう形でやって、次年度から修正するのか。それに関連して、学校の中に放課後児童クラブ、教育施設ではないものが建つことになって、手続を心配している。最終的に建設が間近になってきた中で、放課後児童クラブは

教育財産として建設するのか、そうではないのかという点についても併せて伺う。

- 幼児教育課長**（山下匡弘君） 予算の費目については、年度途中の予算の費目の変更は困難であり、今回は教育費から支出する。ただし、教育財産ではない行政財産として建設する予定であるので、いずれ、土地については教育財産であり、建物も教育委員会で諮り、行政財産、いわゆる教育財産から市長部局が管理する行政財産に変更する手続を取って、開設に向かいたいと考えている。
- 3番**（杉本憲也君） 国の放課後児童クラブの指針だと、学校の施設を活用して、その中で放課後児童クラブを運用してくださいという指針があるかと思うが、伊東市の場合はそうではなくて、教育財産としては、教育委員会で用途廃止、変更という手続で1回廃止して、別の民生的な目的で建てるということなので、学校ではない、別のものを建てるという、国の方針とは少し違う取扱いをしていくということか。
- 幼児教育課長**（山下匡弘君） 委員おっしゃるように、放課後児童クラブの設置場所は、学校教育に支障がない限り、余裕教室、特別教室等を活用するとされているが、統合初年度となる令和5年度には、伊東小学校に余裕教室がないことから、新たな施設を建設するものである。
- 3番**（杉本憲也君） 仕組みとして、教育財産として建てて、それで教育委員会と市長とで協定を結んだ中で学童に貸し出す仕組みのほうが手続として楽なのではないかと思う。今回の場合、1回、変更という手続で廃止して、別のものに決定していく中で、意図があってそういったことにされたのか。教育財産として建てたほうが手続としては楽だったのではないかと思うが、今後の補助金の見込みもセットで、今回の手続を取ったほうが市にとってメリットがあったのか。
- 幼児教育課長**（山下匡弘君） 放課児童クラブが、運営は法的根拠が児童福祉法になるので、内容は民生費の施設になる。まずは教育財産として建てるのではなく、行政財産として建設し、変更を加えていくのがよいと考えてこのような形を取っている。
- 教育委員会事務局教育部長**（岸 弘美君） 議論が歳入に入って申し訳ないが、全国的に学童のニーズが多く、子ども・子育て支援法を含めて、その環境整備が全国的に問題になっている。今回のように統合に合わせて120とか130の子供たちが学童を利用する中で、財源確保を研究したところ、そういった条件であるならば、国県合わせて6分の5が補助される補助金を探したので、それが明らかに民生費という形で、学童の建物を建てるのであれば、6分の5は国県補助で、市単が6分の1というメニューがあるので、そういったものを活用するために、歳入のほうに寄った形で事業を組み立てた。その後は、幼児教育課長が答弁したとおり、手続的な問題として、今言ったとおりの形での手続をしたいと考えている。
- 3番**（杉本憲也君） 建設時の財源確保の観点は分かった。ただ、今後の修繕等を考えたときに、

教育財産、学校として建てていたほうが予算が出やすかったということが本当はないのかどうか、そこは再検証をした中で建設をお願いしたい。

もう1点、建設に関して、建物は建つが、誰が運営するのかについて決定しているのか。決定していない場合はどういったスケジュールで運営者が決まっていくのか。

○**幼児教育課長**（山下匡弘君）放課後児童クラブの運営については、現状、保護者会での運営となっている。しかしながら、この運営については、お金の管理であるとか、退職金の管理であるとか、休みの管理であるとか、一般企業並みのハードルが設けられており、保護者会の負担になっていると聞いている。この辺については、保護者会ではなく、そういう事業に精通した事業者運営に委託することも考えているが、まだそちらのほうに確定しているわけではない。保護者会の負担軽減の観点から、別事業者管理に委ねていくことを考えている。

○**3番**（杉本憲也君）その点についても非常に重要である。新たに事業者をお願いすることになれば、既存の運営する皆さんからすると突然失業してしまうことにもなりかねないので、丁寧な説明をお願いしたい。一方で、運営を誰にするのか早めに決めることによって、建設の段階で声を反映することもできるかと思うので、ここは連携を取って、実際運営を始めたら大規模改修とか修繕が必要になったとらないようにお願いしたい。

続いて、給食について、今回、先ほど来、質疑があるとおりに、物価高騰に伴う家計を助けるという意味合いであるが、そもそもの伊東市の姿勢を伺う。学校給食費について、伊東市、また伊東市教育委員会は、給食費について、元来、要するに税金で賄うべきものと考えているのか、それとも、児童・生徒が各自自己負担すべきものと考えているのかという認識を伺う。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）給食費の負担については、学校給食法第11条第2項において、小・中学校の義務教育の期間、学校給食を受ける児童また生徒の保護者の負担と規定されているので、考え方は自己負担となる。

○**3番**（杉本憲也君）今の市の認識に従うと、市民でも給食費の恒久的な無償化に動いている。議員の皆さんも関わってやっているが、幾ら言ったところで、その理屈になると、法律が変わらない以上、無償化しないと言っていることになってしまうと思う。今から視点を切り替えて、無償化をすべきであるというところ、2学期の無償化も含めてというところで質疑をする。そもそも給食の時間をどういう位置づけでいるのか、学校としては学びの時間なのか、単なる食事の時間なのか、その点についての認識はどうか。

○**教育指導課長**（関野耕一君）学校給食については、食べるという栄養補給の時間であるし、会食、和やかに友達と、今はできないが、そういう場面、それから、食生活について正しい知識を学んだり、望ましい食生活を身につける場だと考えている。

○**3番**（杉本憲也君）学校給食法も法律に基づいた制度であるので、それが平成18年に法改正

があって、今までは栄養補給的な面が多かったが、学校給食は重要な食育の場としてということで、目的として法律で追加されたので、この時点で学校給食は学びの場としても機能していると言えるかと思う。それに合わせて、食育基本法、それに基づいた伊東市食育推進計画でも、食育の重要性とか、幼稚園、保育園、小・中学校、高校まで、あらゆる食育の機会の充実を図ることが定められている。であれば、食そのものを実体験して学ぶ時間とする給食の時間は、まさに食育という学びの場として特に重要な時間であると解釈ができると思う。

そうしたときに、給食の役割は何かというと、これは文科省のほうでも、給食は食育における大事な教材であると公式のホームページで出ている。言い換えれば、それがないと、給食がなければ食育を学ぶのはなかなかしにくいかと思う。そうすると、主とした教材であるということであれば、給食イコール教科書と言える。実際に北海道の池田町、埼玉県の春日部市とかは、広報で、給食は教科書ですと大々的にうたっている。教科書と給食がイコールでなくても同視できるような、似通ったものであるとするならば、現在において教科書は憲法第26条第2項で無償化の範囲に含まれるということで無償化されている。教科書と同視できる給食も、制度開始はともかく、法改正によって憲法上の無償の対象として保障され得るものになると言えると思う。国としては、給食の無償化については各自治体の判断に任せるという政府の正式な答弁があるので、伊東市として、この趣旨にのっとって、制度の変更であれば、無償化というのが教科書と同視するものとして、伊東市は無償化することを積極的に言うべきだと思うし、そういった下で、今回、財源の関係があって、2学期にとどめたという理屈も成り立つかと思うが、こういった認識とか、本来であれば恒久的に無償化すべきであるという認識はないか。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）先ほど来説明したように、今回の補正予算の上程については、コロナ禍において原油価格等の物価高騰に直面する子育て世帯への経済対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の2学期分相当分を免除するという考えになる。現在の物価高騰に対する支援策として位置づけている。委員が今おっしゃったように、学校給食の恒久的な無償化については、令和3年12月における本会議の一般質問において、市長から、給食費の無償化については、現時点では財政状況、また、子育て世代以外の市民に対する公平性や受益者負担といった観点から難しいものと考えていると答弁をしている。しかしながら、現在の状況がいつまで続くのか不透明な状況もある中で、給食費の無償化については、事業の見直し、新たな経済的負担軽減策を模索する中で、伊東市が率先して給食費の無償化ができるよう、今後研究していく必要があると考えている。

○**教育長**（高橋雄幸君）今の給食の無償化の問題で、伊東市の考えである。給食については、県内全域で、生きた教材ということで、静岡県として認識を持ちながら、学習指導要領の特別活

動の学級活動に当たるという認識の下、教職員が食育の推進に向けて取り組んでいるという法的なものもあり、食育については非常に重要なものだと考えている。給食の無償化はデメリットとメリットがあるが、1つは、子育て支援の重要な施策であること、デメリットは、財政的な負担が継続的に続くことが問題になっているということで、県内でいろいろ議論になっている。給食については市長部局と教育委員会としっかり連携しながら、今後、自治体の長と連携しながら、どのようにしていくのが子供たちのためにいいのか、家庭のためにいいのか、しっかりと考えながら取り組んでいきたい。給食については、今後、議員に指導をいただきたい。

○5番（佐藤龍彦君）先ほど聞き忘れたが、給食費無償化は、2学期、今回は物価高騰ということであったが、単年度で無償化した場合の試算はしたのか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）一般質問で、1億8,000万円という数字でお答えしている。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○6番（田久保眞紀君）先ほど来、杉本憲也委員からもあったが、今回、目的として、コロナ禍の物価高騰に直面する子育て世帯への経済的負担の軽減という目的の中で、小・中学校の2学期分の給食費が無償になる。それと同時に、物価高騰に伴って、給食の質の低下を防ぐために賄材料費を増額する。給食費に対して補助を入れることが反対と言っているわけでは決していないので、誤解がないようにしてもらいたい。国の政策がメニューを出していて、その中から選ぶ形になっていることも重々承知している。今回は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、その中のメニューから伊東市が給食費の無償化みたいなメニューが入っているものを選んでされたと認識している。今回問題であったのは、給食費の無償化というメニューを選んだ場合に、例えば保育園に通っていれば年収が1,000万円あっても、ある意味支援というものが入るが、幼稚園に通っていたら、どんなに生活が困窮していても支援が入らないとなると、物価が高騰しているのは、全ての人に対して平等に訪れる現象であるので、ある意味、所得制限で、上の層がカットされることに関しては、これは財源に限りがあるので致し方ないと思うが、そのあたり、平等性ということに関して言うと、若干偏りがあるのではないかと感じられる。追加の支援策もあったので、今後ぜひ期待したいと思う。これから物価高騰に対しての同じようなメニュー、市町にある程度権限があるというか、選ぶことができるものがあると思う。どうしてそうなっているかという、市町によって給食の事情が違うから、ある程度市町で選べるようになってきていると思う。今回もここで取りこぼされる方々に対

して何か追加策を先ほど来から出ているので、期待したい。今後のメニューについて、最初に交付金が来たときに、皆さんが納得できるような形のものをしていただきたい。今後の支援策が出るというところを何度も強調していただいたので、そちらに期待して、賛成する。

○委員長（中島弘道君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第10号歳出中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。さよう決定した。

---

○委員長（中島弘道君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長にご一任願う。

---

○委員長（中島弘道君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

---

○閉会日時 令和4年6月20日（月）午前10時56分（会議時間56分）

---

以上の記録を認める。

令和4年6月20日

委員長 中島弘道